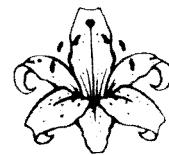


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年7月10日(火曜日)

号外第43号

目次

ページ

○監査委員公表

監査の結果について

1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第9号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成30年7月10日

神奈川県監査委員 村上英嗣

同 高岡香

同 太田眞晴

監第162号

平成30年3月29日

請求人

(略)様

請求人代理人

(略)様

神奈川県監査委員 村上英嗣

同 高岡香

同 太田眞晴

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成30年1月30日に受理した同日付け住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から平成30年1月30日付けで提出された請求書の内容

（内容は原文「請求の要旨」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。なお、別紙1（「調査研究費のうち交通費（ガソリン代）」の一覧表）及び別紙2（「調査研究費のうち交通費（タクシー代）」の一覧表）については記載を省略している。）

(1) 請求の趣旨

神奈川県知事は、自由民主党神奈川県議会議員団に対し、205万7,306円及び、うち29万8,557円に対する平成25年6月1日から、うち38万9,779円に対する平成26年6月1日から、うち35万6,156円に対する平成27年6月1日から、うち67万8,526円する平成28年6月1日から、うち33万4,288円に対する平成29年6月1日から、いずれも支払い済みまで年5%の割合による金員を請求せよ。

との勧告を求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人らは、いずれも神奈川県民である。

(イ) 牧島功（以下「牧島議員」という。）は、横須賀市選出の神奈川県議会議員である。牧島議員は自由民主党神奈川県議会議員団（以下「本件会派」という。）に所属している。

イ 政務活動費

(ア) 神奈川県（以下「県」という。）においては、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例」（平成13年3月27日条例第33号）（その後、数回の改正を経ている）（以下「条例」という。）により神奈川県議会議員1人当たり月額53万円が所属する会派若しくは議員に交付する方法により交付されている。

(イ) 条例第3条及び別表において、政務活動費を調査研究費、研修費、会合参加費、広報・広聴費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費に充てができるものとされており、これを受け、神奈川県議会議長は、政務活動費の支出及び書類整備等に関する指針としての性格を明確化するため、「政務活動費の指針」（以下「指針」という。）を定めている。

(ア) 「指針」において、「政務活動費の基本的な考え方」として、①必要性、妥当性及び効率性の原則、②透明性の原則、③実費弁償の原則を定めている。

(イ) 「指針」においては、調査研究費として、「県内、県外等の現地調査費」に支出することができるものとされており、その交通費として「電車代、バス代、タクシー代、ガソリン代、高速道路料金、駐車場代等」に支出できるものとされている。

(オ) 「指針」では、「支出に適しない事例」も例示されているが、これは例示であって、具体的には、前記「政務活動費の基本的な考え方」に従って、判断されるものである。

(カ) 条例第13条第1項は、「会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務活動費の収入額、支出額、残額その他規程で定める事項を記載した収入及び支出の報告書並びに当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る証拠書類等の写しを翌年度の4月30日までに議長に提出するものとする。」と定めている。

(キ) 条例第14条第1項は、「会派及び議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において行った政務活動費に対する支出（第3条に規定する経費に係る支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残額に相当する額を翌年度の5月31日までに返還しなければならない。」と定めている。

(ク) 県は、平成24年度ないし平成28年度において、本件会派に対し、会派に交付する方法により、月額53万円に本件会派に所属する議員の数を乗じた額の政務活動費（改正前の地方自治法においては「政務調査費」）を、毎月交付した。

(ケ) 本件会派は、平成24年度ないし平成28年度において、県から交付を受けた政務活動費については、毎月一定額を所属する各議員に直接交付し、各議員からは、四半期ごとに政務活動費支出伝票、支出を証する証拠書類等及び政務活動費出納簿の提出を求めていた。

ウ 牧島議員の調査研究費のうちの交通費（ガソリン代・タクシー代）について

(イ) 牧島議員は、平成24年度ないし平成28年度において、所属する本件会派から政務活動費の交付を受けていたところ、本書末尾添付別紙1のとおり、経費区分として「調査研究費」、使途として「ガソリン代」として、平成24年度から平成27年度は、横須賀市森崎1-5-24湘南菱油（株）から、平成28年度は、横須賀市上町3-1衣笠石油（株）からガソリンの給油を受けていたとして、按分をした上で別紙1「支出額」欄記載のとおり、平成24年度は37万8,557円を、平成25年度は49万3,779円を、平成26年度は45万2,156円を、平成27年度は22万8,788円を、平成28年度は3万830円を支出したとして、政務活動費支出伝票（平成24年度は政務調査費支出伝票）、領収証を本件会派に提出した（事実証明書1）。

(ロ) 牧島議員は、平成24年度ないし平成28年度において、所属する本件会派から政務活動費の交付を受けていたところ、本書末尾添付別紙2のとおり、経費区分として「調査研究費」、使途として「タクシー代」として、平成27年度から平成28年度1月までは、横須賀市根岸町3-16-31（株）ワイキャブに、平成28年2月22日は、ロイヤル交通（株）タクシーを利用したとして、別紙2「支出額」欄記載のとおり、平成27年度は61万5,390円を、

平成28年度は37万6,074円を支出したとして、政務活動費支出伝票、領収証を本件会派に提出した（事実証明書2）。

エ ガソリン代についての検討

(ア) 牧島議員の政務活動費支出伝票及び添付された領収証によれば、牧島議員は、ガソリン代について給油の都度支払いをするのではなく、湘南菱油と契約を結び1か月分をまとめて請求を受け支払いをしているものと思われる。しかしながら、その支払い金額は異常に高額であるといわざるを得ない。

例えば、平成24年4月は、1か月分で9万4,002円を支払っている。その頃のガソリン価格が高騰していたとしても1リットル当たり140円として（事実証明書3）計算すると1か月で671リットルを入れていることになる。牧島議員が乗っていた車がどのような車種であり、燃費が極端に悪い車でなければ、普通乗用自動車は1リットルで約12キロメートルは走行するであろうから、1か月で約8,000キロメートルを走行したことになる。牧島議員の車がハイブリッド車であれば1リットル30キロメートルは走行するであろうから、約2万キロメートルを走行したことになる。常識的には考えられない異常な金額であるといわざるを得ない。監査委員においてこれらの異常な事実を確認し解明していただきたい。

別紙1で整理しているとおり1か月で支払額が10万円を超えている月が、平成24年7月、平成25年1月、同年5月、平成26年4月、同年12月と5か月もあるが、これも本当に給油していたのか、疑わしいといわざるを得ない。按分で50%を政務活動費から支出したとしても、異常な金額であることには変わりはない。事実の解明が必要である。

(イ) 請求人らは、平成28年夏頃から神奈川県議会の政務活動費について関心を持ち、情報公開で政務活動費支出伝票等の資料の入手を始めた。その中で、牧島議員のガソリン代の支払いが異常に高額であることに疑問を持ち、更なる調査を始めた。

その頃、牧島議員は、平成28年度は、給油するガソリンスタンドを衣笠石油に変更し、給油の都度、現金支払いにしたようで、平成28年8月29日に64.01リットルで8,449円、10月3日に65.77リットルで8,500円、10月24日に64.08リットルで8,523円、平成29年2月19日に64.7リットルで8,735円を支払っている（事実証明書2）。

ある意味でこれが正常な支出であると思われる所以あり、それ以前と比較することで、平成24年度ないし平成27年度までの支出が異常であることが浮き彫りになっている。この差については解明が必要である。

(ロ) 前述したように、調査研究費におけるガソリン代は、「県内、県外等の現地調査費」に充てた場合に政務活動費としての支出が認められるものであり、牧島議員

のガソリン代の支出については、この支出基準に適合していないものといわざるを得ない。請求人らとしては、月額8,000円までを政務活動費としての支出として認め、8,000円を超える金額、別紙1の「目的外」欄記載の金額・合計253万6,200円については、牧島議員において、これを使途基準以外の目的外に支出した違法な支出であると考える。

- (ii) したがって、牧島議員が自らが按分をして政務活動費としての「支出額」(別紙1の「支出額」欄記載の金額)のうち、8,000円を超える金額は違法な支出額である(別紙1「違法支出額」欄記載の金額)。

すると、牧島議員が報告した上記「違法支出額」欄記載の金額を政務活動費の支出に計上した本件会派は、上記金額(120万9,280円)については、交付を受けた政務活動費を使途基準以外の目的外の使途に充てて違法に支出したものというべきであるから、県に対して当該額を不当利得として返還すべき義務を負うものというべきである。

オ タクシー代についての検討

- (i) 牧島議員の政務活動費支出伝票及び添付された領収証によれば、牧島議員は、タクシー代について乗車の都度支払いをするのではなく、タクシー会社(株)ワイキヤブと契約を結び1か月分をまとめて、請求を受け、支払いをしているものと思われる。平成27年度と28年度の支出を整理したのが、別紙2である。平成27年12月は、52万6,240円分を利用し、按分として50%を政務活動費の支出としている。政務活動費支出伝票に添付された請求書には、「乗車日」と「利用地区」が記載されている。そして、この内容を見ると「横須賀一横須賀」とされているものが多数見受けられる。これらについては、牧島議員の自宅のある横須賀から県議会に登庁して、本会議や委員会に出席し、その間、乗ってきたタクシーを待機させ、会議終了後に待機していたタクシーに乗って自宅へ帰ったというもので、いわば、県議会への出勤(「出勤」という用語が適正であるかは分からぬが)にタクシーを使っているのではないか、という疑いがある。

例えば、平成27年12月2日、4日、8日、17日、21日にいすれも「横須賀一横須賀」として、タクシーに乗車しているが、これらの日は、神奈川県議会において本会議や常任委員会が開催された日である。また、本会議や委員会が開催された日については、費用弁償支払われているはずであるのに、別途、調査研究費として政務活動費の支出を受けるのは不适当であるといわざるを得ない。そもそも、自宅から県議会へ登庁する費用を政務活動費の「調査研究費」として支出すること自体が間違っているものと指摘せざるを得ない。

ほかにも、本会議か常任委員会が開催された日に牧島議員がタクシーを利用して県庁へ登庁したと思われる日は、平成28年3月1日、3日、7日、10日、11日、

22日、5月19日、25日、27日、6月1日、9日等がある。費用弁償も受け、政務活動費「調査研究費」としてタクシー代の支払いを受けている疑いがある。

- (i) 請求人らは、平成28年夏頃から神奈川県議会の政務活動費について関心を持ち、情報公開で政務活動費支出伝票等の資料の入手を始めた。その中で、牧島議員のガソリン代の支払いが異常に高額であることに疑問を持ち、更なる調査を始めた。その中で、牧島議員が頻繁にタクシー代を支出している事実を知った。タクシー代の支出の内容は、別紙2の「年月日」欄、「支出先」欄、「総額」欄、「按分」欄、「支出額」欄、「経費区分」欄、「使途」欄記載のとおりである。そのうち、高額の支出は、平成27年1月52万6,240円、平成28年3月44万4,910円、同年8月1万4,020円、9月9万4,420円などの利用があり、政務活動費の支出としては、そこから按分しているが按分の根拠は不明である。

- (ii) 前述したように、調査研究費におけるタクシー代は、「県内、県外等の現地調査費」に充てた場合に政務活動費としての支出が認められるものであり、牧島議員のタクシー代の支出については、この支出基準に適合していないものといわざるを得ない。請求人らとしては、タクシー利用額の1割を政務活動費としての支出として認め、1割を超える金額(別紙2の「目的外」欄記載の金額合計128万4,336円)については、牧島議員において、これを使途基準以外の目的外に支出した違法な支出であると考える。

- (iii) 牧島議員が自らが按分をして政務活動費としての「支出額」(別紙2の「支出額」欄記載の金額)のうち、別紙2「認める金額」欄記載の金額を超える金額は違法な支出額である(別紙2「違法支出額」欄記載の金額)。

すると、牧島議員が報告した上記「違法支出額」欄記載の金額を政務活動費の支出に計上した本件会派は、上記金額(84万8,026円)については、交付を受けた政務活動費を使途基準以外の目的外の使途に充てて違法に支出したものというべきであるから、県に対して当該額を不当利得として返還すべき義務を負うものというべきである。

カ 結論

上記のとおりであって、本件会派は、上記2点の不当利得金合計205万7,306円及び条例第14条第1項に定めた各年度の返還期限の翌日から年5分の割合による金員を返還する義務を有しており、県は、本件会派に対して、上記返還請求権を有しているのであるから、神奈川県知事がこの返還請求権を行使しないことは、地方自治法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」に該当するので、請求人らは、請求の趣旨記載のとおりの勧告を行うよう求めて住民監査請求する。

2 請求人

(略)

<p>3 請求人代理人 (略)</p> <p>4 請求人から提出された事実を証する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事実証明書1 政務調査費支出伝票（ガソリン代） 政務活動費支出伝票（ガソリン代） (2) 事実証明書2 政務活動費支出伝票（タクシー代） (3) 事実証明書3 ガソリン1リットル当たりの小売価格（総務省統計局「小売物価統計調査」） (4) 事実証明書4 横浜地方裁判所平成28年8月3日判決 (5) 事実証明書5（平成30年2月13日追加提出） 東京高等裁判所平成29年7月10日判決 (6) 事実証明書6（平成30年2月13日追加提出） 企業概要（湘南菱油株式会社） <p>第3 監査委員の除斥</p> <p>本件監査請求において、森正明監査委員及び大村博信監査委員は、本件監査請求の対象議員である牧島功神奈川県議会議員（以下「牧島議員」という。）と同一会派又は同一選挙区であるため、法第199条の2の規定により除斥された。</p> <p>第4 請求の受理</p> <p>本件監査請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成30年2月14日に受理を決定し、実際に受け付けた同年1月30日付けをもって受理した。</p> <p>第5 監査の実施</p> <p>1 請求人からの証拠の提出及び陳述</p> <p>(1) 証拠の提出</p> <p>請求人から新たな証拠の提出はなかった。</p> <p>(2) 陳述の内容</p> <p>請求人のうちA氏及びB氏並びに請求人代理人C氏は、平成30年2月16日（金）午前9時30分から、神奈川県横浜合同庁舎2階第一監査室において、監査委員に対する陳述を行い、その内容は次のとおりであった。</p> <p>ア A氏</p> <p>私たちは、全国で地方議員の政務活動費の不正使用についての報道を見て、神奈川県議会はどうなっているのだろうかと関心を持ちました。全国各地で話題になっており、地元の神奈川県議会には問題はないのだろうかと思ったのです。</p> <p>そこで、私たちは、神奈川県議会の政務活動費の支出伝票の開示を請求し、過去5年間の支出伝票を見てきました。</p> <p>ガソリン代やタクシー代等の交通費の伝票がたくさんありました。</p> <p>交通費（ガソリン代）の支出伝票は大きく分けて二つの種類があります。</p> <p>一つは、ガソリンスタンドで給油した際、出されたレシートを貼った伝票です。これは1回ごとの給油量とガ</p>	<p>ソリンの代金は判りますが、レシートには名前の記載が無く、使用した議員の名は不明でした。</p> <p>もう一つは、特定のガソリンスタンドで1か月分をまとめて出される領収書です。こちらは1回ごとの給油量や代金が判りませんが、使用した議員名は明記されています。その中で、交通費（ガソリン代）の金額が突出していたのが、横須賀市選出の牧島功議員が契約しているガソリンスタンドから出された1か月分をまとめた領収書でした。</p> <p>第一の疑問は、1か月のガソリン代が異常に高額であることです。</p> <p>例えば、事実証明書1の1枚目にある平成24年4月30日の伝票の交通費（ガソリン代）の領収書を見ますと、1か月分が9万4,002円となっています。ガソリン代9万4,002円という金額は、1リットル140円、燃費12キロメートルとして換算すると、1か月間におよそ8,000キロメートル走行したことになり、1リットル30キロメートルは走行するハイブリッド車など燃費の良い車では2万キロメートルという走行距離になります。</p> <p>神奈川県の主要道路総距離は2,300キロメートル（交通センサス）、また、神奈川県内の舗装道路の合計は2万3,488キロメートル（県政要覧）となっています。このことから見ても異常です。</p> <p>1か月8,000キロメートルという数字は1日当たり約266キロメートルを毎日走る距離になります。燃費の良い車で2万キロメートルだと1日当たりは約666キロメートルになる数字です。一人が1か月に走る距離が8,000キロメートルから2万キロメートルという数字は異常であり、使用不可能な数字だと思います。</p> <p>他にも、1か月分10万円を超す領収書が3年間で5回ありました。平成24年度が1回、平成25年度が2回、平成26年度が2回です。</p> <p>私たちとしては、この領収書の内容に疑問があります。本当にガソリンの給油を受けて支払いをしたものなのでしょうか。ガソリン代以外の経費が入っているのではないかでしょう。</p> <p>第二の疑問は、牧島議員の平成28年度の伝票はそれまでの平成24年度から平成27年度までと大きく変わったことです。給油を受けるスタンドが横須賀市の湘南菱油（株）から衣笠石油（株）に変わり、1回ごとに給油するレシートに変わりました。</p> <p>この平成28年度からのレシートの伝票では、平成28年8月29日に64リットルで8,449円、10月3日に65リットルで6,550円、10月24日に64リットルで8,523円、平成29年2月19日に64リットルで8,735円しかありません。1回の給油も64リットルです。この違いはどこからきてているのでしょうか。ある意味で、これが正常な給油だったのかもしれません。</p> <p>さらに、1年分の交通費（ガソリン代）の支出総額が、平成24年度は37万8,557円、平成25年度は49万3,779円、</p>
--	---

平成26年度は45万2,156円、平成27年度は22万8,788円であるのに対して、給油会社が変わった平成28年度には3万830円と大幅に減少しています。この年度による支出総額の差は何によるものでしょうか。

第三の疑問は、領収書の「但し書き」の記載にあります。

平成27年8月20日の湘南菱油(株)の領収書の伝票には注目すべき記入がありました。領収金額16万3,772円で但し書きに「燃料代として」という伝票の備考欄に「燃料代に車検代、クリーナー代10万～15万が含まれていた為、差し引きました」との記載があり、全体の経費は3万3,524円とされています。

湘南菱油(株)発行のこの領収書には、他の月と同様に「燃料代として」と記入されているだけで、車検とクリーナー代を含むとは書いてありませんでした。他の湘南菱油(株)発行の領収書の但し書きは全て「燃料代として」と書かれています。湘南菱油(株)では、洗車、車検、点検、カー用品販売、レンタカーのサービスも扱っております(事実証明書6)。

異常に高額になっている牧島議員の他の月の燃料代とした領収書に、ガソリン代以外の使用はなかったのでしょうか。それが第三の疑問です。開示された伝票を見る限りでは理解できず、疑問が残ります。適切に支出されているのであれば、納得のいく説明や証明する書類等の開示を求めます。

第四の疑問は、按分率の点です。

ほとんどの按分率が50%とされていますが、その根拠は何でしょうか。車の使用としては、政務活動での使用もあるでしょうが、政務活動とは認められない私的な利用や政党・後援会としての利用もあるでしょう。按分率を一律に50%としていること、平成28年度は90%としていることにも疑問があります。

最後に、説明できない支出、又は証明できない支出であるならば、不適切に支出した政務活動費を返却してください。県民の税金を県民の生活向上に役立てていただきたいと思い、監査を請求しました。

監査委員には、是非とも、不正を許さない適切な勧告をされますようお願いいたします。

イ　B氏

私は、牧島議員のタクシ一代の利用について意見を述べます。

牧島議員は、政務活動費のうち調査研究費として交通費を支出していますが、牧島議員が提出した「政務活動費支出伝票」によれば、ガソリン代とタクシ一代についての支出が極めて高額で異常な金額であり、市民感覚とは相いれません。

牧島議員は、平成27年12月25日に1か月分のタクシ一代として52万円余を支出して、按分としてその50%を政務活動費としています。併せて、同月は、ガソリン代として2万7,760円を支出して、按分として90%を政務活動

費としています。

通常の議員活動で必要な交通費の金額とかけ離れていると思います。タクシーの乗車時間、走行距離はどうなっているのか、ガソリン代は何台の車を使って運転していたのは誰なのか、という疑問があります。

これまで多くの「政務活動費支出伝票」を見てきましたが、議員の中でも多くの人は、こんな使い方はしていません。牧島議員のタクシ一代、ガソリン代の使い方は異常です。

牧島議員の政務活動費にはどんな特別な事情があるのでしょうか。市民には理解できません。大いに疑問に思うところが多いので、牧島議員には分かりやすい説明を求めたいと思います。

政務活動中の「調査研究費」は、県民の多様な意見を県政に反映させるための活動といわれています。「政務活動費の指針」(以下「指針」という。)では、「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政及び広域自治体の在り方に関する調査研究及び調査委託に要する経費」を調査研究費としての支出を認めており、「県内、県外等の現地調査費としての交通費」としてタクシ一代、ガソリン代の支出を認めております。

牧島議員の場合、タクシ一代やガソリン代は、この「指針」に従い、適正に支出されているのでしょうか、納税者としては、実態の説明を聞きたいところです。

「指針」には、「政務活動と他の活動が混在する場合」には、「按分」するとされていますが、政務活動、選挙活動、後援会活動などと、どのように区分するかということですが、実態が良く分かりません。交通費の場合は、同行者さらに日常の生活費との区分も絡んでくるのではないかでしょうか。

神奈川県において、「政務活動費の前身となるのは、昭和38年7月1日に「神奈川県議会各会派政務調査研究要綱」により会派に補助金を交付してきたことに始まり、その後、平成12年の地方自治法の改正により政務調査費として制度化され、その後の変遷を経て現在の政務活動費となっています。この間、政務調査活動から政務活動へと、適用範囲が広くなり、かなり自由な使い方ができるようになりました。とすれば、政務活動費については、県民の情報公開が求められるし、使い方の徹底した透明化を強く求めたいと思います。

ところで、牧島議員の平成27年12月26日付け「政務活動費支出伝票」(事実証明書2の1枚目)には、「11月28日～12月24日迄」と備考欄に記載のある伝票に貼付された領収書は、52万6,240円のタクシ一代の領収書です。そして、請求書が添付されております。その請求書によれば、利用したタクシーは、ほとんどが車番150番であり、極めてあいまいの「ご利用地区」の表示があります。利用目的はどこにも記載されておりません。

利用した場所として「横須賀一横須賀」との表示は、11月19日5万330円、11月21日6万8,150円、11月25日3

万7,300円、11月27日3万10円、12月4日3万2,150円、12月6日2万1,600円、12月8日3万5,930円、12月12日1万620円、12月17日3万4,660円、12月21日3万2,270円、12月23日8万8,200円、一体、「横須賀一横須賀」との利用は、どのような利用方法なのでしょうか。極めて疑問があります。

私たちが調べたところでは、平成27年12月2日、4日、8日、17日、21日は、神奈川県議会において本会議や常任委員会が開催されております。当然に牧島議員も出席したものと思われます。すると上記の「横須賀一横須賀」とは、横須賀の自宅から県議会へ来て、会議に出席し、その間、タクシーを待たせていて、会議終了後に待たせていたタクシーに乗って横須賀の自宅へ帰ったのではないか、との疑いが当然に湧きます。それは、政務活動費の中の調査研究費とはとてもいえないと考えます。

また、重要な事は、本会議や常任委員会に出席したときは、交通費の費用弁償がなされると聞いております。交通費の二重取りではないでしょうか。

また、前述した添付1枚目の請求書には12月1日分として7回分21万1,870円の請求書になっていますが、2枚目には、訂正された同日付けの請求書があり、備考欄に「11月13日」、「11月14日2回」、「11月19日」、「11月21日」、「11月25日」、「11月27日」と記入されたものになっています。これも大変不自然であり、この訂正された請求書には、代表者印が押印されておりません。極めて不可解な請求書と考えられます。ワイキャブ自体の請求書の信ぴょう性が問われます。ワイキャブに不正がないのであれば、該当する車番150番の車についてこの請求日に該当する日の運行記録の提出を是非させてほしいと思います。

他の多くのタクシーディスカウントは利用者の議員の名前がなく、どの議員がどれだけ利用しているのか、不明です。

私たちは、平成25年度から29年度までの調査研究費のタクシーディスカウントを見えてきましたが、牧島議員のように8万8,200円、6万8,150円などのタクシーディスカウントでした。これだけの短期間に52万6,240円ものタクシーディスカウントを何のための、どのような政務活動として使用されたのか、目的や内容が明確にされていないことも大変疑問です。

また、18回乗車の按分率が全て50%というのも納得できません。不自然です。毎日の活動は多様であり、同じ按分率で政務活動をした根拠すら説明せず、一律50%としたのは、不自然です。本当にタクシーを利用したのか、疑わしいと感ぜざるを得ません。

是非とも、監査請求における調査において、車番150番のタクシーディスカウントの存在と運転手は誰なのかを調査し、利用目的をそれぞれ明示するまで解明していただきたいと思います。それがなければ不法な支出といわざるを得ません。

監査委員におかれましては、事実を解明していただき、不正を許さない適切な勧告をなされますようお願いいた

します。

ウ C氏

今、全国で地方議員の政務活動費の使い方が問題となつておらず、不正受給したことにより刑事罰を受けた議員、辞職した議員も多数いることが報じられている。神奈川県議会と例外ではないのではないかと思い、請求人らは、政務活動費支出伝票の閲覧を始めた。過去何年分かの支出伝票を閲覧したが、支出伝票を見ただけでは、政務活動費の内容・実態を正確に把握することは不可能であった。

例えば、タクシーの領収証（レシート）を大量に貼り付けた支出伝票があったが、どの議員が何のためにタクシーを利用したのかは全く分からぬまま交通費として支出されているものが多かった。そのような中で、牧島議員の交通費、タクシーディスカウント代は異常であった。名前の分からぬ領収証と比較すれば、使用した議員名が明らかになっている点では「他よりまし」ではあるが、それでも異常な金額であることに変わりなく、不正な使用をしたのではないかとの疑惑を払しょくできない。

牧島議員は、ガソリン代の支出について、基本的には、給油総額のうち按分率50%として、政務活動費として支出している。この50%の根拠が分からぬことは先ほど請求人が意見を述べたとおりであるが、今回、住民監査請求をするに当たり、請求人らは、月額8,000円以内が政務活動費として認め、8,000円を超える部分は、政務活動費としては目的外支出であり違法であると考えるに至った。その理由としては、牧島議員の平成28年度のガソリン代の支出を見ると、1年間で4回の給油を受けており、その1回の金額が8,000円台であるので、1か月8,000円を認めれば十分であると考えたからである。

監査委員としては、この政務活動費の支出として認める範囲を厳格に監査して判断していただきたいと要望する。

タクシーディスカウントについては、請求人としては、認める範囲を支出額の10%とした。その理由は、タクシー利用の実態が全く分からぬからである。請求人が述べたように牧島議員のタクシーの利用が不自然極まりないからである。神奈川県議会において本会議や常任委員会が開催されている日に「横須賀一横須賀」というタクシーディスカウントの利用は、県議会への往復にタクシーを使ったのではないかとの疑惑を払しょくできない。まして、本会議や常任委員会への出席には、費用弁償がなされているのであるから、交通費の二重取りではないかと指摘されてもやむを得ないところである。横須賀からの往復の間に若干の調査活動を行った事実があるかもしれない。そのようなことを考えて、請求人らは、支出額の10%を政務活動費としての支出として認める、と判断したのである。

最後に、監査の在り方について意見を述べておきたい。

請求人らは、県民と神奈川県知事との間で争われた訴訟についての判決を事実証明書4及び5として提出して

いるが、この訴訟において、県知事は、およそ、次のように主張している。

「政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として、議会の会派又は議員に交付されるものであり、会派又は議員が、政務活動を行って政務活動交付金を上回る経費を支出する場合があることは、法が当然想定するところである。そこで、県議会では、会派及び議員は、収支報告書の収入欄には、当該年度に交付を受けた政務活動費の総額を、支出合計額欄に財源の区分をすることなく当該年度の政務活動に要した支出の総額を、それぞれ記載することとしており、収支報告書において支出合計額が収入金額を上回ることも想定されている。」

平成23年度ないし平成25年度の各年度に本件会派が政務活動費全体で支出した経費は、本件各支出に相当する額を控除しても、なお、当該各年度に県から交付された政務活動費等の総額を上回っているのであるから、本件各支出の有無や当否にかかわらず、本件会派が県に返還義務を負う金員はない。したがって、県の本件会派に対する不当利得返還請求権は成立せず、被告には怠る事実は存在しない。」

この県知事の主張は、横浜地方裁判所においても控訴審の東京高等裁判所においても認められず、裁判所は県民の請求を認容した。裁判所の判断は正しい。

つまり、県知事の主張は、本件会派が報告した支出合計額が全て正しい。すなわち、訴訟で問題とされた支出以外の支出は、政務活動費の支出として適正に支出されており、そこには何らの不正も違法もないことを前提とする論理である。上記の判決文を読む限り、県知事が本件会派の全ての支出が適正になされているとの主張も立証もなされていないと見受けられる。

さて、本件監査請求において、かかる県知事の論理をもって、監査請求を棄却することは絶対に許されない。

本件監査請求で求めているのは、牧島議員が支出した交通費（ガソリン代、タクシー代）が政務活動費の支出として許されるのか、違法ではないのか、という点にあるのであって、そのことの監査、調査なくして、「仮に違法であっても支出総額の範囲内であるから不当利得返還請求権は成立しない」という結論を取ることは許されない。それは、本件会派の支出が問題とされた部分以外は全て適正な支出であるとの主張、立証があつて初めていえることであるので、その主張、立証なくして上記の結論を採用することは、監査委員としての任務を放棄するに等しい。

監査委員として適正に判断されることを願って意見とします。

2 監査対象事項の特定

平成24年度から平成28年度までの間に自由民主党神奈川県議会議員団（以下「自民党県議団」という。）に交付された政務調査費又は政務活動費（以下「政務活動費等」という。）の

うち牧島議員に交付された政務活動費等について、調査研究費としてガソリン代又はタクシー代に充当された経費（タクシー代にあっては平成27年12月から平成29年2月までの間の支出に限る。以下、それぞれ「調査研究費（ガソリン代）」、「調査研究費（タクシー代）」という。）に、使途基準に適合しないものが含まれているか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、政務活動費等の交付事務を所管する議会局経理課を選定し、平成30年2月27日（火）午前10時から、神奈川県庁新庁舎9階小会議室において、職員調査を実施した。なお、職員調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

また、議会局経理課職員は、神奈川県議会議長（以下「議長」という。）から議会書記に任せられているとともに、神奈川県知事（以下「知事」という。）から神奈川県職員に任せられている。

議会局経理課の主張の要旨は、次のとおりであった。

（1）政務活動費等における調査研究費の取扱いについて

ア 対象となる経費の内容

（イ）政務調査費における調査研究費の内容（平成24年4月～平成25年2月分）

- ・ 政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、交付されていた。
- ・ 「神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例」（平成13年神奈川県条例第33号。以下「政務調査費条例」という。）第9条は、「政務調査費の交付の対象となる経費は、調査研究費、研修費、会議費その他規程で定める経費とする」と規定していた。
- ・ 「神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例施行規程」（平成13年神奈川県議会議長告示第1号）第5条第2項は、「政務調査費の使途は、別表の経費の欄の区分に応じ、同表の使途の欄に掲げるとおりとする」と規定し、別表中「調査研究費」は「会派及び議員が行う県の事務及び地方行政財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費」と使途を定めていた。
- ・ また、「政務調査費事務処理の手引き〔平成23年4月改正〕」は、「調査研究費」の具体的な経費の事例を、次のとおり挙げていた。

○ 調査研究委託費

○ 県内、県外等の現地調査費

　　交通費（電車代、バス代、タクシー代、ガソリン代、高速道路料金、駐車代等）、通訳料、翻訳料、宿泊料等

（ロ）政務活動費における調査研究費の内容（平成25年3月分及び平成25年度～平成28年度分）

- ・ 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、交付される。

- 「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例」(平成13年神奈川県条例第33号。以下「政務活動費条例」という。)第3条第2項は、「政務活動費は、別表に定めるものに充てることができるものとする」と規定し、別表中「調査研究費」は「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政及び広域自治体等の在り方に関する調査研究及び調査委託に要する経費」と使途を定めている。
- また、「政務活動費の手引き〔平成25年3月策定、平成27年4月改正〕」(以下、「政務調査費事務処理の手引き〔平成23年4月改正〕」と合わせて「手引き」という。)及び「政務活動費の指針〔平成28年3月策定〕」(以下「指針」という。)は、「調査研究費」の具体的な経費の事例を、次のとおり挙げている。

○ 県内、県外等の現地調査費

交通費(電車代、バス代、タクシー代、ガソリン代、高速道路料金、駐車代等)、通訳料、翻訳料、宿泊料等

○ 調査研究委託費

○ 議員連盟が行う現地調査への参加に要する経費

イ 支出伝票に添付する書類

(ア) ガソリン代に係る支出(月額一括払いによる領収書を添付する場合の明細書(給油日、数量、金額等)の添付義務など)

- 手引き又は指針において、ガソリン代の支出に限定した証拠書類に関する規定はないが、全ての経費に共通する支出の証拠書類として、領収書、レシート、銀行の振込金受取書等、預金(貯金)通帳の写し、クレジットカードの使用に係る支払案内書等を掲げている(以下、領収書その他の証拠書類を「証拠書類等」という。)。
- また、領収書には、原則として、①発行日、②宛名、③金額、④支払対象(但し書き)、⑤発行者名、⑥発行者の印が記載されなければならないと規定している。
- なお、領収書に支払対象が記載されていない場合又は簡略な記載である場合は、支払対象を確認できる書類(請求書や支払案内書等)を添付するか、支出伝票の備考欄等に具体的な支払対象(同一名称の支払が継続して発生する場合は○月分(○号)など)を記載するものと規定している。
- ガソリン代の月額一括払いによる領収書を添付する場合の明細書(給油日、数量、金額等)の添付は、特に規定していない。

(イ) タクシー代に係る支出(詳細資料(移動経路(距離、時間))の添付義務など)

- 手引き又は指針において、タクシー代の支出に限定した証拠書類等に関する規定はないが、全ての経費に共通する事項として、証拠書類等及び支払対象の記載については、上記(ア)と同様である。

- タクシー代を充当する場合は、上記(ア)に加えて、支出伝票の備考欄等にタクシーの利用区間又は利用区域を記載するものと規定しているが、移動経路(距離、時間)等の詳細資料の添付は、特に規定していない。

ウ 按分の考え方及び基準

(ア) ガソリン代に係る支出

- 手引き又は指針において、ガソリン代の支出に限定した按分に関する規定はないが、全ての経費に共通することとして、政務活動と他の活動が混在する場合の按分指針を規定している。
- すなわち、当該活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当であることが明らかな場合は、当該費用を合理的な方法で按分するものとし、この場合の按分割合は、会派及び議員の活動実態によって異なることから、一律にその割合を示すことは困難であるため、政務活動費の交付を受けた会派及び議員がそれぞの責任において、当該会派及び議員の活動の実態に応じ、次の按分方法(例)を参考にしながら、合理的な按分を行うものと規定している(政務調査費も同様)。

按分方法(例)

政務活動(A)

政務活動(A)+政党活動・選挙活動・後援会活動(B)

(イ) タクシー代に係る支出(待機時間の取扱いなど)

- 手引き又は指針において、タクシー代の支出に限定した按分に関する規定はないが、全ての経費に共通することとして、按分指針については、上記(ア)と同様である。
- タクシーの待機時間の取扱いは、特に規定していない。

エ 議会局における書類確認の内容

(ア) ガソリン代に係る支出(月額一括払いによる領収書のみが添付されている場合の内訳確認(給油日、数量、金額等)の有無、支出額の妥当性の確認など)

a 会派及び議員の責任

- 手引き及び指針において、政務活動費制度は、議員活動の活性化を図るとともに、その使途の透明性を確保するものであることから、その執行に当たっては、会派及び議員自らの責任において、適切に処理するものと規定している。

- また、政務活動費条例において、会派に対する交付の方法を探る会派は、経理責任者及び監査責任者を置く(第11条)とともに、経理責任者は、証拠書類等を整備、保存し(第12条)、会派の代表者は、収支報告書及び証拠書類等の写し(以下「収支報告書等」という。)を議長に提出するものと規定している(第13条)。なお、政務調査費条例も同様に規定している。

b 議会局の書類確認(総論)

- 議会局は、会派及び議員から提出された証拠書

<p>類等について、手引き又は指針を判断基準として確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された支出伝票の使途の内容、領収書の宛名、日付、金額、按分等の各記載事項を確認し、必要書類の添付及び必要事項の記載についても確認する。 ・ 計算に誤りがある場合や明らかに使途基準に適合しない場合を除き、適正であると判断するが、判断がつかない場合は、会派及び議員に対して確認を求めている。 c 議会局の書類確認（ガソリン代） 月額一括払いによる領収書を添付する場合の明細書（給油日、数量、金額等）の添付は、手引き又は指針において、特に規定していないため、提出された書類の範囲内で内容や支出額を確認する。 (i) タクシーディスカウントに係る支出（移動経路と支出額の妥当性の確認、本会議等に出席した時に費用弁償として支給される車賃との重複の有無など） 	<p>a 会派及び議員の責任 上記(i) a と同様</p> <p>b 議会局の書類確認（総論） 上記(i) b と同様</p> <p>c 議会局の書類確認（タクシーディスカウント） <ul style="list-style-type: none"> ・ 手引き又は指針において、本会議等への出席は、費用弁償の対象となる公務であることから、政務活動費の充当の対象外であることを規定している。 ・ そこで、議会局は、タクシーディスカウントの書類確認に当たり、公務に伴う費用弁償との重複がないよう注意喚起している。 <p>注意喚起の内容について、議会局経理課に確認したところ、公務に伴う費用弁償との重複が考えられる支出については、会派及び議員に対し、重複がないか確認を求めていたことであった。</p> <p>また、会派及び議員がこれを確認し提出した当該書類について、実際に重複がないか、改めて審査することはしていないとのことであった。</p> </p>
---	--

(2) 平成27年12月から平成29年2月までの間に県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）第6条に基づき、牧島議員に支給した費用弁償の金額及び内訳

年度	月（※）	支給額	1日の単価	出席日数	費用弁償支給対象日
27年度	12月	51,010円	5,101円	10日	2日、3日、4日、8日、9日、14日、15日、17日、21日、22日
	2月	30,606円	5,101円	6日	15日、16日、17日、18日、19日、23日
	3月	51,010円	5,101円	10日	3日、7日、8日、10日、11日、15日、16日、17日、22日、24日
28年度	5月	37,247円	5,321円	7日	11日、16日、17日、19日、25日、27日、31日
	6月	37,247円	5,321円	7日	1日、2日、6日、9日、14日、17日、21日
	8月	10,642円	5,321円	2日	8日、18日
	9月	53,210円	5,321円	10日	2日、8日、12日、13日、14日、16日、20日、23日、26日、29日
	10月	37,247円	5,321円	7日	3日、6日、7日、11日、12日、13日、14日
	11月	10,642円	5,321円	2日	28日、30日
	12月	37,247円	5,321円	7日	1日、2日、6日、7日、12日、15日、20日
	1月	5,321円	5,321円	1日	30日
	2月	47,889円	5,321円	9日	13日、14日、15日、16日、17日、21日、22日、23日、28日

※記載がない月は、費用弁償の支給なし

- ・ 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第1項では、「議員が県議会の招集に応じ、又は委員会…に出席したときは、費用弁償として鉄道賃及び車賃を支給する。」と規定されており、また同条第3項では、「第1項の車賃は、その現によつた経路及び方法によって計算し、その額は、…自家用自動車を利用した場合にあつては1キロメートル…につき15円を乗じて得た額及び高速自動車国道等の有料の道路の料金で現に支払つたものによる。」と規定されている。
- ・ 牧島議員は、自家用自動車の利用を申し出ており、1

日の単価は次式により算定されている。

平成27年度：{15円/km × 42.7km (住所地～県庁間)}

+ 1,910円 (本町山中道路、横浜横須賀道路：横須賀～並木間、湾岸線：並木～みなどみらい間) } × 2 (往復)

平成28年度：{15円/km × 42.7km (住所地～県庁間)}

+ 2,020円 (本町山中道路、横浜横須賀道路：横須賀～並木間、湾岸線：並木～みなどみらい間) } × 2 (往復)

(3) 平成24年度から平成28年度までの間の政務活動費等の交付状況等について

- ア 自民党県議団への交付の状況（交付決定日、交付日、交付決定額、収支報告書受理日及び額の確定を行った日）
(i) 平成24年度（平成25年2月分までは政務調査費で3月分は政務活動費）

交付決定日 (※1)	交付日	交付決定額 (※1)	収支報告書受理日 (※2)	支出合計額 (※2)	額の確定日(残額)
平成24年3月27日	平成24年4月16日 から平成25年2月 18日までの間 (原則16日)	267,120,000円	平成25年5月15日	260,043,325円	平成25年5月24日
平成24年7月12日		262,880,000円	平成25年11月6日	260,048,423円	(0円)
平成24年9月26日		266,060,000円	平成26年3月31日	258,970,333円	
平成25年2月20日		243,800,000円	平成27年12月21日	258,475,333円	
平成25年3月1日	平成25年3月18日	22,260,000円	平成25年12月13日	257,960,622円	
			平成25年5月15日	25,638,812円	平成25年5月24日
			平成25年11月6日	25,632,729円	(0円)
			平成27年12月21日	25,587,729円	
			平成29年12月13日	25,458,934円	

(※1) 当初の交付決定後に変更交付決定あり。

(※2) 収支報告書の当初提出後に複数回の修正あり。

(イ) 平成25年度

交付決定日	交付日	交付決定額	収支報告書受理日 (※)	支出合計額 (※)	額の確定日(残額)
平成25年4月1日	平成25年4月16日 から平成26年3月 17日までの間 (原則16日)	267,120,000円	平成26年5月15日	280,765,019円	平成26年5月23日
			平成27年3月13日	275,655,553円	(0円)
			平成27年12月21日	275,115,553円	
			平成29年12月13日	273,832,446円	

(※) 収支報告書の当初提出後に複数回の修正あり。

(ウ) 平成26年度

交付決定日 (※1)	交付日	交付決定額 (※1)	収支報告書受理日 (※2)	支出合計額 (※2)	額の確定日(残額)
平成26年4月1日	平成26年4月16日 から平成27年3月 16日までの間 (原則16日)	267,120,000円	平成27年5月15日	276,765,507円	平成27年5月22日
平成26年7月18日		262,880,000円	平成27年7月8日	275,635,507円	(0円)
			平成27年12月8日	275,140,507円	
			平成29年12月13日	273,859,235円	

(※1) 当初の交付決定後に変更交付決定あり。

(※2) 収支報告書の当初提出後に複数回の修正あり。

(エ) 平成27年度

交付決定日 (※1)	交付日	交付決定額 (※1)	収支報告書受理日 (※2)	支出合計額 (※2)	額の確定日(残額)
平成27年4月1日	平成27年4月16日 から平成28年3月 16日までの間 (原則16日)	21,730,000円	平成27年6月30日	22,238,064円	平成27年7月8日
			平成29年12月13日	22,132,811円	(0円)
平成27年5月1日 (※3)		279,840,000円	平成28年5月13日	290,608,697円	平成28年5月23日
平成27年7月22日		284,080,000円	平成28年11月21日	290,057,628円	(0円)
平成27年12月10日		286,200,000円	平成29年12月13日	289,088,601円	
平成28年1月4日		284,610,000円			

(※1) 当初の交付決定後に変更交付決定あり。

(※2) 収支報告書の当初提出後に複数回の修正あり。

(※3) 平成27年4月の選挙により、議員が改選されているため、4月分と区分して整理している。

(オ) 平成28年度

交付決定日	交付日	交付決定額	収支報告書受理日 (※)	支出合計額 (※)	額の確定日(残額)
平成28年4月1日	平成28年4月18日 から平成29年3月 16日までの間 (原則16日)	311,640,000円	平成29年4月28日	319,092,160円	平成29年5月17日
			平成29年11月6日	318,410,312円	(0円)
			平成29年12月13日	318,113,625円	

(※) 収支報告書の当初提出後に複数回の修正あり。

イ 自民党県議団長から議長への収支報告(支出合計額、収入合計額及び差額)

(イ) 平成24年度(平成25年2月分までは政務調査費で3月分は政務活動費)

月分	収支報告書受理日 (※1)	支出合計額A	収入合計額B(※2)	差額A-B
平成24年4月分から 平成25年2月分まで	平成25年5月15日	260,043,325円	243,800,409円	16,242,916円
	平成25年11月6日	260,048,423円	243,800,409円	16,248,014円
	平成26年3月31日	258,970,333円	243,800,409円	15,169,924円
	平成27年12月21日	258,475,333円	243,800,409円	14,674,924円
	平成29年12月13日	257,960,622円	243,800,409円	14,160,213円

平成25年3月分	平成25年5月15日	25,638,812円	22,260,000円	3,378,812円
	平成25年11月6日	25,632,729円	22,260,000円	3,372,729円
	平成27年12月21日	25,587,729円	22,260,000円	3,327,729円
	平成29年12月13日	25,458,934円	22,260,000円	3,198,934円

(※1) 収支報告書の当初提出後に複数回の修正あり。

(※2) 収入合計額は交付金額と預金利子の合計

(イ) 平成25年度

月分	収支報告書受理日 (※1)	支出合計額A	収入合計額B (※2)	差額A-B
平成25年4月分から 平成26年3月分まで	平成26年5月15日	280,765,019円	267,120,318円	13,644,701円
	平成27年3月13日	275,655,553円	267,120,318円	8,535,235円
	平成27年12月21日	275,115,553円	267,120,318円	7,995,235円
	平成29年12月13日	273,832,446円	267,120,318円	6,712,128円

(※1) 収支報告書の当初提出後に複数回の修正あり。

(※2) 収入合計額は交付金額と預金利子の合計

(ロ) 平成26年度

月分	収支報告書受理日 (※1)	支出合計額A	収入合計額B (※2)	差額A-B
平成26年4月分から 平成27年3月分まで	平成27年5月15日	276,765,507円	262,880,165円	13,885,342円
	平成27年7月8日	275,635,507円	262,880,165円	12,755,342円
	平成27年12月8日	275,140,507円	262,880,165円	12,260,342円
	平成29年12月13日	273,859,235円	262,880,165円	10,979,070円

(※1) 収支報告書の当初提出後に複数回の修正あり。

(※2) 収入合計額は交付金額と預金利子の合計

(ハ) 平成27年度

月分	収支報告書受理日 (※1)	支出合計額A	収入合計額B (※2)	差額A-B
平成27年4月分	平成27年6月30日	22,238,064円	21,730,000円	508,064円
	平成29年12月13日	22,132,811円	21,730,000円	402,811円
(※3) 平成27年5月分から 平成28年3月分まで	平成28年5月13日	290,608,697円	284,610,194円	5,998,503円
	平成28年11月21日	290,057,628円	284,610,194円	5,447,434円
	平成29年12月13日	289,088,601円	284,610,194円	4,478,407円

(※1) 収支報告書の当初提出後に複数回の修正あり。

(※2) 収入合計額は交付金額と預金利子の合計

(※3) 平成27年4月の選挙により、議員が改選されているため、4月分と区分して整理している。

(カ) 平成28年度

月分	収支報告書受理日 (※1)	支出合計額A	収入合計額B (※2)	差額A-B
平成28年4月分から 平成29年3月分まで	平成29年4月28日	319,092,160円	311,640,164円	7,451,996円
	平成29年11月6日	318,410,312円	311,640,164円	6,770,148円
	平成29年12月13日	318,113,625円	311,640,164円	6,473,461円

(※1) 収支報告書の当初提出後に複数回の修正あり。

(※2) 収入合計額は交付金額と預金利子の合計

ウ 調査研究費（ガソリン代）及び調査研究費（タクシー代）に係る牧島議員から自民党県議団への支出報告（支出年月日、支出額）

- 自民党県議団は、政務活動費の交付方法について、政務活動費条例第5条第1号に基づき、会派に交付する方法を選択し、収支報告書等についても、政務活動費条例第13条第1項に基づき、会派として議長に提出している。

- したがって、個々の議員から自民党県議団に対する支出報告の内容について、議会局は把握できない（政務調査費も同様）。

(4) 本件請求に対する見解について

ア 議会局の書類の確認

- 議会局は、自民党県議団から提出された証拠書類等について、手引き又は指針を判断基準として確認を行っている。

- 請求人が提出した事実証明書1及び事実証明書2を再度確認したところ、外形上の問題はなかった。
- したがって、請求人が返還を求める金額に係る支出による返還請求権は存在していないため、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は認められない。

- イ 自民党県議団の収支状況及び請求人の返還請求額
- 今回対象期間の自民党県議団の収支状況及び請求人の返還請求額を整理すると、次の表のとおりである。

年度	収支報告書受理日 (※1)	支出合計額A (※1)	収入合計額B (※1) (※2)	差額A-B		請求人返還請求額C
平成24年度 (4—2月分)	平成29年12月13日	257,960,622円	243,800,409円	14,160,213円	>	298,557円
平成24年度 (3月分)	平成29年12月13日	25,458,934円	22,260,000円	3,198,934円	>	0円
平成25年度	平成29年12月13日	273,832,446円	267,120,318円	6,712,128円	>	389,779円
平成26年度	平成29年12月13日	273,859,235円	262,880,165円	10,979,070円	>	356,156円
平成27年度 (4月分)	平成29年12月13日	22,132,811円	21,730,000円	402,811円	>	0円
平成27年度 (5—3月分)	平成29年12月13日	289,088,601円	284,610,194円	4,478,407円	>	678,526円
平成28年度	平成29年12月13日	318,113,625円	311,640,164円	6,473,461円	>	334,288円

(※1) 収支報告書受理日、支出合計額及び収入合計額は、最終の収支報告書に係るものである。

(※2) 収入合計額は交付金額と預金利子の合計

- 仮に、請求人の主張どおり、請求人が返還を求める金額に係る支出が使途基準に適合しない支出であるとしても、政務活動費等の交付先である自民党県議団が議長宛てに提出した平成24年度ないし28年度の収支報告書によれば、いずれの収支報告書においても、支出合計額は収入合計額を上回っており、請求人が返還を求める金額に係る支出を政務活動費等の対象外として整理してもなお支出合計額は収入合計額を上回ることから、返還額は発生しない。
- したがって、請求人が返還を求める金額に係る支出による返還請求権は存在していないため「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は認められない。

ウ 他事案の住民訴訟における東京高等裁判所の判断との関係

- 現在係属中の政務活動費等の住民訴訟において、県は、上記④イの考え方を主張し、控訴審判決（控訴棄却）を不服として、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てを行ったところである。
- この点につき、東京高等裁判所は、収支報告書における所定の支出が存在する場合と、存在しない場合を区別して判断した。
- しかし、仮に東京高等裁判所の判断に立つとしても、県の上記④イの考え方は、否定されているわけではなく、所定の支出が存在する場合は認められている（事実証明書5（東京高等裁判所平成29年7月10日判決）の「第3 当裁判所の判断／2 爭点2」13～14頁）。
- したがって、仮に、請求人の主張どおり、請求人が返還を求める金額に係る支出が使途基準に適合しない支出であるとしても、返還額が発生しないことは、上記④イのとおりである。この点からしても、請求人が返還を求める金額に係る支出による返還請求権は存在していないため「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は認められないと考えている。

4 関係人への調査

本件監査請求の対象となっている政務活動費等の交付先である自民党県議団及び本件支出の対象議員である牧島議員に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を次のとおり実施した。

（1）自民党県議団

自民党県議団に対し、平成30年2月28日（水）に聞き取りによる調査を実施するとともに、本件支出に係る関係書類（政務活動費等の支出伝票、領収書及び会計帳簿）の原本の確認を行った。

自民党県議団の説明の要旨は、次のとおりであった。

ア 自民党県議団に所属する議員への交付の時期

各議員に毎月一定額を交付している。

イ 各議員からの支出の報告

手引き又は指針に基づいた様式の支出伝票と政務調査費出納簿又は政務活動費出納簿を提出している。

ウ 政務活動費等の経理責任者及び監査責任者の業務内容

（ア）政務活動費等の経理責任者

各議員から提出された支出伝票・出納簿を統合し会計帳簿及び収支報告書を作成する。作成に当たっては、当該支出が政務活動費等として適するかどうかを確認している。

調査研究費（ガソリン代）については、議員の活動範囲等から考えて特別異常な金額でなく、領収書等に不備がない場合、領収書発行元に金額の明細に関して確認することはない。

調査研究費（タクシーフレ）については、手引き又は指針に基づき、利用区間、利用区域について確認している。

なお、確認の結果、政務活動費等として適しない場合は、不適格と思われる支出伝票及び証拠書類は当該議員に一旦差し戻している。

議員から再提出を受けた場合は、支出伝票・証拠書

類が適格であるかどうか再確認し、収支報告書等に計上するか判断している。

(イ) 政務活動費等の監査責任者

各議員から提出された支出伝票・出納簿を手引き又は指針に照らして確認し支出が適正であるかを判断する。

調査研究費（ガソリン代）については、議員の活動範囲等から考えて特別異常な金額でなく、領収書等に不備がない場合、領収書発行元に金額の明細に関して確認することはない。

調査研究費（タクシー代）については、手引き又は指針に基づき、利用区間、利用区域について確認している。

監査の結果、政務活動費等として適しない場合は、議長提出までの期限を鑑みて、不適格と思われる支出伝票及び証拠書類を当該議員に差し戻すか、会計帳簿から削除し収支報告書を修正するかを監査の判断の中で決定している。

なお、議員から再提出を受けたときは、支出伝票・証拠書類が適格であるかどうか再確認し、収支報告書等に計上するか判断している。

エ 公務に伴う費用弁償との区分

議会開催日であっても、議会開催時間外に県民からの相談を受け、市町村を回りヒアリングを行う等、政務活動を行うことは当然想定されることである。

会派から各議員に対して、費用弁償との重複に十分留意し政務活動の実態に応じて按分するよう通達（注意喚起）しており、按分率や充当対象に関しては各議員から受けた報告を基本としている。

オ 牧島議員から提出のあった支出伝票（調査研究費（ガソリン代）及び調査研究費（タクシー代））

(ア) ガソリン代について、按分率が50%から90%に変更された理由について

以前は、政党支部等の利用分を含めて牧島事務所として一括して請求されていたものを、政務活動用の車両で給油した際のレシートで充当するよう変更したためである。

給油していたガソリンスタンドの廃業を機に、他の議員と同様に給油ごとにレシートを提出するよう、会派からお願いした。

(イ) タクシー代について、50%、70%又は90%の按分率が適用されている理由の確認の有無

議会開催日であっても、議会開催時間外に県民からの相談を受け、市町村を回りヒアリングを行う等、政務活動を行うことは当然想定されることである。

按分率に関しては、毎回一定ではなく利用実態に応じて按分率が変わることは当然であり、タクシー代の按分率に関しては政務活動の実態に応じて按分されているものと理解している。

(ウ) 平成24年度から平成28年度までの間に自民党県議団

に交付された政務活動費等のうち牧島議員に交付された政務活動費等について、調査研究費（ガソリン代）として請求人が摘要していないものの状況

（請求人から摘要されていない調査研究費（ガソリン代））

	支出年月日	支出額	全体の経費 (按分率)
1	平成27年2月26日	4,682円	9,365円 (50%)
2	平成27年4月30日	24,917円	49,835円 (50%)
3	平成27年9月30日	31,731円	63,462円 (50%)
4	平成28年2月2日	5,633円	6,259円 (90%)
5	平成28年2月12日	6,138円	6,821円 (90%)
6	平成28年3月26日	612円	680円 (90%)
7	平成28年4月6日	1,800円	2,000円 (90%)
8	平成28年4月11日	7,203円	8,004円 (90%)
9	平成28年4月15日	1,800円	2,000円 (90%)
10	平成28年5月10日	7,580円	8,423円 (90%)
11	平成28年5月29日	7,200円	8,000円 (90%)
12	平成28年6月5日	1,800円	2,000円 (90%)
13	平成28年6月10日	6,656円	7,396円 (90%)
14	平成28年6月12日	1,440円	1,600円 (90%)
15	平成28年6月19日	1,350円	1,500円 (90%)
16	平成28年6月26日	2,880円	3,200円 (90%)
17	平成28年7月31日	8,820円	9,800円 (90%)
18	平成28年8月28日	3,285円	3,650円 (90%)
19	平成28年9月6日	7,309円	8,122円 (90%)
20	平成28年9月17日	7,839円	8,711円 (90%)
21	平成28年9月26日	4,455円	4,950円 (90%)
22	平成28年10月13日	7,382円	8,203円 (90%)
23	平成28年10月28日	7,560円	8,400円 (90%)
24	平成28年11月4日	7,218円	8,020円 (90%)
25	平成28年11月12日	7,383円	8,204円 (90%)
26	平成28年11月21日	7,087円	7,875円 (90%)
27	平成28年11月23日	4,833円	5,370円 (90%)
28	平成28年11月30日	7,778円	8,643円 (90%)
29	平成28年12月11日	8,046円	8,941円 (90%)
30	平成28年12月17日	8,577円	9,530円 (90%)

31	平成28年12月21日	7,501円	8,335円 (90%)
32	平成28年12月29日	7,749円	8,611円 (90%)
33	平成29年1月12日	7,609円	8,455円 (90%)
34	平成29年1月19日	7,314円	8,127円 (90%)
35	平成29年1月28日	8,172円	9,080円 (90%)
36	平成29年1月29日	10,665円	11,850円 (90%)
37	平成29年2月7日	7,752円	8,614円 (90%)
38	平成29年2月26日	10,053円	11,170円 (90%)
39	平成29年2月28日	2,155円	2,395円 (90%)
40	平成29年3月3日	7,862円	8,736円 (90%)
41	平成29年3月10日	4,606円	9,213円 (50%)
42	平成29年3月20日	3,960円	4,400円 (90%)
43	平成29年3月22日	8,370円	9,300円 (90%)
	計	304,762円	397,250円

(2) 牧島議員

本件監査請求に関し、本件支出の対象議員である牧島議員に対し、平成30年3月6日(火)に聞き取りによる調査を実施した。それ以外にも必要に応じて監査対象事項に係る説明聴取等を行った。

牧島議員の説明の要旨は次のとおりであった。

ア 平成24年度から平成28年度までの間の政務活動費等に係る調査研究費(ガソリン代)の支出について

(イ) 湘南菱油株式会社へのガソリン代の支払方法及び請求書の明細、給油伝票の保管の有無

当時、議会局経理課又は自民党県議団より、月額一括払いの精算が望ましいとの指示があり、それに対応したものと記憶している。

なお、領収書の日付で記載することを求められており、契約書等の提出は求められていなかった。

一括払いなので、給油伝票は必要ないと考えていたため、請求書の明細や給油伝票を保管する必要性は認識していなかった。

(ロ) 政務活動費等を充当している車両

a 牧島議員が利用する政務用乗用車1台(車種:B MW、燃費:メーカーのカタログでは9.4キロメートル/リットルであるが、現在の総走行距離数は24万キロメートルであり、実際の燃費は6~7キロメートル/リットル程度と思われる。)

b 事務所スタッフが利用する乗用車1台、軽自動車1台、ワゴン車1台の計3台(スタッフ利用の車両は、スタッフ所有の車両を利用してもらい、職務で利用したガソリンを事務所で費用弁償する形をとつており、燃費等は把握していない。)

(ハ) 按分率について、50%又は90%を適用している理由

活動の内容によって按分している。

レシートで充当するようになってから、政務に用いた車両の給油レシートで充当しているので90%としている。

(イ) 平成28年度に給油するガソリンスタンドを衣笠石油株式会社に変更した理由と給油ごとに精算する方法に変更した理由

衣笠石油株式会社に変更した理由は、事務所前にあった湘南菱油株式会社のガソリンスタンドが閉鎖されたためである。

また、給油ごとに精算する方法に変更したのは、現金払いのスタンドに変更したこと及び給油日決済が望ましいと議会局から指示があったことによるものである。

(ウ) 平成28年度に支払額が平成27年度以前と異なり月当たり8,000円台に減少した理由

請求人が給油のレシートを全て抜き出させていないことが原因と思われる。レシートを紛失して計上できていないこともあったかと思うが、月当たりのガソリン利用量に大きな増減はない理解している。

イ 平成27年12月から平成29年2月までの間の政務活動費に係る調査研究費(タクシー代)の支出について

(ガ) 公務に伴う費用弁償との重複

利用地区として「横須賀一横須賀」と記載されているものは、原則として横浜(県庁を含む)はない。ただし、途中で横浜での会合等に出席することもあるかもしれないし、その部分に関しては按分で整理されているということで理解していただく以外にない。

(ハ) 利用日ごとにタクシーで移動した経路を確認できる書類の有無

以前のものは求められていないが、昨今は、利用日、経路は明記の上、領収書は発行されている。

(イ) タクシー車番「150」の利用回数が多い理由

こちらから指示はしていないが、会社の方で配慮して慣れている運転員を派遣していると思われる。

(ウ) 按分率について、50%、70%又は90%を適用している理由

活動の内容によって按分しており、1か月全体の利用状況を勘案して按分率を定めている。

(エ) ガソリン代に政務活動費を充当している車両がある中で、タクシーを利用する理由

持病のひざ痛や体調によって運転が危険と思われる場合、安全のためにタクシーを利用し、体調が良い場合は運転している。

調査後の平成30年3月15日(木)に、牧島議員から、事務所内を確認したところ、ガソリン代の支払額が10万円を超えている月のうち平成26年12月について、納品書が見つかったため、資料として提出があった。

また、牧島議員が領収書(ガソリン代)の発行元である湘南菱油株式会社に問い合わせて入手した平成26年8月か

ら平成27年1月までの間（平成26年12月を除く。）の領収書の明細についても、合わせて提出があった。

提出を受けた領収書の明細書を調査したところ、調査研究費としての支出に適しないと手引き又は指針で定められているオイル代及びコーティング代（計22,248円）の支出などが認められたため、牧島議員に確認したところ、当該経費は政党活動費として処理することとし、按分によって調整しているとのことであった。

なお、牧島議員が湘南菱油株式会社に確認したところ、平成26年7月以前の領収書の明細は残っていないとのことであった。

第6 監査の結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費等の概要

ア 政務活動費等の制度の概要

(ア) 政務調査費（平成24年4月から平成25年2月まで）

a 法の規定

平成24年当時の法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定められており、また、同条第15項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定められている。

b 本県条例の規定

政務調査費条例第2条、第3条及び第9条において、政務調査費の交付の対象となる者、交付額、交付の方法及び交付の対象となる経費が次のとおり定められている。

(a) 交付の対象となる者（第2条）

議会の会派（所属議員が1人である場合を含む。）及び議員に交付する。

(b) 交付額（第3条）

議員1人当たり月額53万円とする。

(c) 交付の方法（第3条）

交付の方法には、①会派に交付、②議員に交付、③会派及び議員に交付する方法があり、会派が自ら決定している。

なお、自民党県議団は、①会派に交付する方法を採用しており、会派に交付される場合には、議員1人当たりの月額53万円に、その会派に所属する議員の数を乗じて得た額が交付されることとなっている。

(d) 交付の対象となる経費（第9条）

調査研究費、研修費、会議費その他規程で定め

る経費とする。

c 政務調査費事務処理の手引きの規定

政務調査費の経理を明確にし、適正な取扱いを期すため、神奈川県議会において「政務調査費事務処理の手引き」（平成20年3月）が策定され、その後平成23年4月に改正された。

(a) 政務調査費の基本的な考え方

○ 執行に当たっての原則

政務調査費の執行に当たっては、次に掲げる事項を原則として、会派及び議員の責任において、適切に処理するものとしている。

一 必要性、妥当性及び効率性の原則

二 透明性の原則

三 実費弁償の原則

(b) 調査研究活動と他の議員活動が混在する場合の按分指針

活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当であることが明らかな場合は、当該費用を合理的な方法で按分するものとする。この場合の按分割合は、会派及び議員の活動実態によって異なることから、一律にその割合を示すことは困難であるため、政務調査費の交付を受けた会派及び議員のそれぞれの責任において、当該会派及び議員の調査研究活動の実態に応じ、次の按分方法（例）を参考にしながら、合理的な按分を行うものとしている。

按分方法（例）

調査研究活動（A）

調査研究活動（A）+その他の議員活動（後援会活動・政治活動等）（B）

(c) 政務調査費の充當に当たっての運用方針

政務調査費の支出に係る証拠書類等とができるものとして、領収書、レシート、銀行の振込金受取書、ATM利用明細書（控）、郵便局振込票兼領収書等が定められている。

領収書について、支払対象が記載されていない場合又は簡略な記載である場合は、支払の対象を確認できる書類（請求書や支払案内書等の写し等）を添付するか、支出伝票の備考欄等に具体的な品名等を記載するものとしている。

また、本件支出が該当する調査研究費については、使途として、会派及び議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費とし、具体的な経費として、調査研究委託費及び県内、県外等の現地調査費（交通費（電車代、バス代、タクシーディスカウント料金、駐車代等）、通訳料、翻訳料、宿泊料等）等が示されている。

なお、タクシーディスカウント料金に政務調査費を充當する場合は、支出伝票の備考欄等にタクシーの利用区間又は利用区域を記載することとし、本会議又は委員

会への出席、委員会の調査等に要する費用は、公務として費用弁償の対象となることから、政務調査費による充当の対象外としている。

(イ) 政務活動費（平成25年3月以降）

a 法の規定

議員活動の活性化を図るため、平成24年9月に、法第100条第14項及び第15項が改正（平成25年3月1日施行）され、従来「議会の議員の調査研究」に限定されていた「政務調査費」の交付の目的が「議会の議員の調査研究その他の活動」に拡大されるとともに、名称も「政務活動費」に改められた。

b 本県条例等の規定

上記aの法改正を受けて、政務調査費条例は、政務活動費条例に改められ、平成25年3月1日の施行日から新たに政務活動費として交付することとされた。

また、それに併せて、議長が政務活動費の支出、証拠書類その他の政務活動費に係る書類の整備等に関する指針などを定めた「政務活動費の手引き」が平成25年3月に策定され、平成27年4月に改定された。その後、政務活動費の支出及び書類整備等に関する指針としての性格を明確化するため、平成28年3月に「政務活動費の指針」に改められた。

なお、政務活動費の交付対象経費には、政務調査費の交付対象経費のほか新たに「要請陳情等活動費」が追加されたが、交付額及び交付の方法は上記(7)bの政務調査費と同一である。

c 政務活動費の充当に当たっての運用方針

上記(7)cの政務調査費の考え方と同一であるが、新たに、クレジットカードの使用に係る支払案内書や利用明細書等について支出に係る証拠書類等とすることができるものとされている。また、調査研究費の具体的な経費の事例として、議員連盟が行う現地調査への参加に要する経費が追記されている。

(2) 政務活動費等の交付手続等

ア 政務調査費の交付手続等

政務調査費の交付手続等は次のとおりである。

(イ) 政務調査費の交付決定

知事は、議長から政務調査費条例第5条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく通知を受けたとき、第6条第1項及び第2項の規定により速やかに当該年度の政務調査費の交付決定を行わなければならないとしている。

また、同条例第6条第3項の規定により、知事は、政務調査費の交付決定を行ったときは、速やかに会派又は議員に通知するとともに、その旨を議長に通知することとしている。

(イ) 政務調査費の交付請求及び交付

政務調査費条例第8条の規定により、会派の代表者及び議員は、知事から交付決定の通知を受けたときは、

速やかに当該交付決定に係る政務調査費の請求をすることとされており、知事は当該請求があったときは、毎月16日に当該月分の政務調査費を交付することとされている。

(イ) 政務調査費収支報告書等の提出

政務調査費条例第12条第1項の規定により、会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務調査費の収入額、支出額等を記載した政務調査費収支報告書及び当該支出に係る証拠書類等の写しを翌年度の5月15日までに議長に提出することとされている。

また、既に提出した報告書の内容に修正すべき事由が生じた場合の取扱いについては、明定されたものではなく、所要の修正を行った報告書を改めて作成し、議長に提出し直す方法が採られている。

(イ) 政務調査費の返還

政務調査費条例第13条第1項の規定により、会派及び議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において行った政務調査費の支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余額を翌年度の5月31日までに返還しなければならないこととされている。

(イ) 政務調査費の額の確定

当該年度の政務調査費は、交付額から返還額を差し引いた額をもって確定する。

また、政務調査費条例第12条第3項の規定により議長から政務調査費収支報告書の写し及び証拠書類等の写しの送付を受けた知事は、法第221条第2項の規定により交付金を受けた者に対して、その状況を調査することができることを踏まえ、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）第13条の規定に準じて、収支報告書の内容や証拠書類等を確認し、政務調査費の額の確定を行うこととされている。

イ 政務活動費の交付手続等

収支報告書等の提出期限（4月30日）を除き、上記アの政務調査費の交付手続等と同一である。

(3) 政務活動費等の検証等

ア 政務調査費

(イ) 政務調査費経理責任者、政務調査費監査責任者の設置等

政務調査費条例第10条第1項の規定により、会派に政務調査費を交付する方法を探る会派は、政務調査費経理責任者及び政務調査費監査責任者を置かなければならぬこととされている。ただし、所属議員が1人である会派に係る政務調査費監査責任者については、この限りではないとされている。

同条例第2項の規定により、政務調査費監査責任者は、会派に交付する政務調査費の収入及び支出について監査を行わなければならないこととされている。

(イ) 証拠書類等及び会計帳簿の整備

政務調査費条例第11条第1項の規定により、政務調

査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、証拠書類等を整備するとともに、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置かなければならないこととされている。

イ 政務活動費

- (ア) 政務活動費経理責任者、政務活動費監査責任者の設置等

根拠条例が改正され、「政務調査費経理責任者」が

「政務活動費経理責任者」、「政務調査費監査責任者」が「政務活動費監査責任者」にそれぞれ名称が変更された以外は、上記ア(ア)の政務調査費の内容と同一である。

(イ) 証拠書類等及び会計帳簿の整備

根拠条例が改正された以外は、上記ア(イ)の政務調査費の内容と同一である。

(4) 本件支出に係る自民党県議団への政務活動費等の交付の状況

ア 平成24年度政務調査費（平成25年3月のみ政務活動費）

交付決定日	交付決定額	交付日	収支報告書受理日	額の確定日
平成24年3月27日	267,120,000円	平成24年4月16日から平成25年2月18日までの間の原則各月16日	平成25年5月15日 平成25年11月6日 平成26年3月31日 平成27年12月21日 平成29年12月13日	平成25年5月24日
平成24年7月12日	262,880,000円			
平成24年9月26日	266,060,000円			
平成25年2月20日	243,800,000円			
平成25年3月1日	22,260,000円	平成25年3月18日	平成25年5月15日 平成25年11月6日 平成27年12月21日 平成29年12月13日	平成25年5月24日

イ 平成25年度政務活動費

交付決定日	交付決定額	交付日	収支報告書受理日	額の確定日
平成25年4月1日	267,120,000円	平成25年4月16日から平成26年3月17日までの間の原則各月16日	平成26年5月15日 平成27年3月13日 平成27年12月21日 平成29年12月13日	平成26年5月23日

ウ 平成26年度政務活動費

交付決定日	交付決定額	交付日	収支報告書受理日	額の確定日
平成26年4月1日	267,120,000円	平成26年4月16日から平成27年3月16日までの間の原則各月16日	平成27年5月15日 平成27年7月8日	平成27年5月22日
平成26年7月18日	262,880,000円		平成27年12月8日 平成29年12月13日	

エ 平成27年度政務活動費

交付決定日	交付決定額	交付日	収支報告書受理日	額の確定日
平成27年4月1日	21,730,000円	平成27年4月16日	平成27年6月30日 平成29年12月13日	平成27年7月8日
平成27年5月1日	279,840,000円	平成27年5月18日から平成28年3月16日までの間の原則各月16日	平成28年5月13日	平成28年5月23日
平成27年7月22日	284,080,000円		平成28年11月21日	
平成27年12月10日	286,200,000円		平成29年12月13日	
平成28年1月4日	284,610,000円			

オ 平成28年度政務活動費

交付決定日	交付決定額	交付日	収支報告書受理日	額の確定日
平成28年4月1日	311,640,000円	平成28年4月18日から平成29年3月16日までの間の原則各月16日	平成29年4月28日 平成29年11月6日 平成29年12月13日	平成29年5月17日

(5) 自民党県議団における手続

ア 各議員から会派への支出報告について

(ア) 報告の時期

自民党県議団では、各議員に対し、四半期ごとに、支出伝票、出納簿及び支出に係る証拠書類の提出を求めている。

(イ) 調査研究費（ガソリン代）及び調査研究費（タクシ一代）に係る牧島議員からの報告内容

調査研究費（ガソリン代）及び調査研究費（タクシ一代）に係る支出伝票及び出納簿を確認したところ、その内容は次のとおりで、監査請求の対象に含まれて

いない支出が一部認められた。

また、支出を証する書類として、調査研究費（ガソリン代）については領収書、レシート又はクレジットカード利用代金明細書が、調査研究費（タクシ一代）については領収書及び利用区間若しくは利用区域が記載されている請求書又は乗車伝票がそれぞれ添付されていた。

なお、平成27年8月20日の調査研究費（ガソリン代）については、領収書（金額163,772円）及びレシートが添付されており、これによれば、調査研究費（ガソリン代）の対象経費とされている33,524円は全てガソリン

代に係るものであり、車検代及びクリーナ一代は除外した旨、支出伝票の備考欄に記載されていた。

(調査研究費(ガソリン代))

	支出年月日	支出額	全体の経費 (按分率)	支出を 証する 書面
1	平成24年4月30日	47,001円	94,002円 (50%)	領収書
2	平成24年5月31日	32,847円	65,695円 (50%)	領収書
3	平成24年6月29日	28,446円	56,893円 (50%)	領収書
4	平成24年7月31日	51,116円	102,232円 (50%)	領収書
5	平成24年8月31日	8,405円	16,810円 (50%)	領収書
6	平成24年10月31日	23,113円	46,226円 (50%)	領収書
7	平成24年11月30日	22,780円	45,560円 (50%)	領収書
8	平成24年12月28日	36,974円	73,949円 (50%)	領収書
9	平成25年1月31日	90,608円	181,217円 (50%)	領収書
10	平成25年2月28日	37,267円	74,534円 (50%)	領収書
11	平成25年4月1日	47,218円	94,437円 (50%)	領収書
12	平成25年4月30日	24,752円	49,504円 (50%)	領収書
13	平成25年5月29日	26,200円	52,400円 (50%)	領収書
14	平成25年6月28日	31,519円	63,039円 (50%)	領収書
15	平成25年7月31日	61,119円	122,239円 (50%)	領収書
16	平成25年8月27日	35,232円	70,465円 (50%)	領収書
17	平成25年9月30日	37,087円	74,175円 (50%)	領収書
18	平成25年10月30日	28,813円	57,626円 (50%)	領収書
19	平成25年11月29日	35,745円	71,491円 (50%)	領収書
20	平成25年12月26日	42,876円	85,752円 (50%)	領収書
21	平成26年1月31日	43,648円	87,296円 (50%)	領収書
22	平成26年2月28日	39,004円	78,008円 (50%)	領収書
23	平成26年3月31日	40,566円	81,133円 (50%)	領収書
24	平成26年4月30日	68,171円	136,343円 (50%)	領収書
25	平成26年5月30日	32,905円	65,810円 (50%)	領収書
26	平成26年6月30日	52,735円	105,470円 (50%)	領収書
27	平成26年7月31日	28,123円	56,247円 (50%)	領収書
28	平成26年8月29日	29,912円	59,824円 (50%)	領収書
29	平成26年9月30日	29,064円	58,128円 (50%)	領収書
30	平成26年10月30日	34,012円	68,025円 (50%)	領収書

31	平成26年11月28日	35,755円	71,510円 (50%)	領収書
32	平成26年12月27日	51,550円	103,101円 (50%)	領収書
33	平成27年1月30日	21,797円	43,595円 (50%)	領収書
34	平成27年2月26日	22,032円	44,065円 (50%)	領収書
35	平成27年2月26日	4,682円	9,365円 (50%)	レシート
36	平成27年3月31日	46,100円	92,201円 (50%)	領収書
37	平成27年4月30日	24,917円	49,835円 (50%)	領収書
38	平成27年5月28日	25,027円	50,055円 (50%)	領収書
39	平成27年6月29日	5,336円	10,672円 (50%)	領収書
40	平成27年7月30日	23,735円	47,470円 (50%)	領収書
41	平成27年8月20日	16,762円	33,524円 (50%)	領収書及びレシート(領収金額は163,772円)
42	平成27年9月30日	31,731円	63,462円 (50%)	領収書
43	平成27年10月30日	47,813円	53,126円 (90%)	領収書
44	平成27年11月27日	45,540円	50,601円 (90%)	領収書
45	平成27年12月28日	24,984円	27,760円 (90%)	領収書
46	平成28年1月29日	39,591円	43,990円 (90%)	領収書
47	平成28年2月2日	5,633円	6,259円 (90%)	レシート
48	平成28年2月12日	6,138円	6,821円 (90%)	レシート
49	平成28年3月26日	612円	680円 (90%)	レシート
50	平成28年4月6日	1,800円	2,000円 (90%)	レシート
51	平成28年4月11日	7,203円	8,004円 (90%)	クレジットカード利用代金明細書
52	平成28年4月15日	1,800円	2,000円 (90%)	レシート
53	平成28年5月10日	7,580円	8,423円 (90%)	クレジットカード利用代金明細書
54	平成28年5月29日	7,200円	8,000円 (90%)	レシート
55	平成28年6月5日	1,800円	2,000円 (90%)	レシート
56	平成28年6月10日	6,656円	7,396円 (90%)	クレジットカード利用代金明細書
57	平成28年6月12日	1,440円	1,600円 (90%)	レシート

58 ☆	平成28年6月19日	1,350円	1,500円 (90%)	レシート
59 ☆	平成28年6月26日	2,880円	3,200円 (90%)	レシート
60 ☆	平成28年7月31日	8,820円	9,800円 (90%)	レシート
61 ☆	平成28年8月28日	3,285円	3,650円 (90%)	レシート
62	平成28年8月29日	7,604円	8,449円 (90%)	レシート
63 ☆	平成28年9月6日	7,309円	8,122円 (90%)	レシート
64 ☆	平成28年9月17日	7,839円	8,711円 (90%)	レシート
65 ☆	平成28年9月26日	4,455円	4,950円 (90%)	レシート
66	平成28年10月3日	7,695円	8,550円 (90%)	レシート
67 ☆	平成28年10月13日	7,382円	8,203円 (90%)	レシート
68	平成28年10月24日	7,670円	8,523円 (90%)	レシート
69 ☆	平成28年10月28日	7,560円	8,400円 (90%)	レシート
70 ☆	平成28年11月4日	7,218円	8,020円 (90%)	レシート
71 ☆	平成28年11月12日	7,383円	8,204円 (90%)	レシート
72 ☆	平成28年11月21日	7,087円	7,875円 (90%)	レシート
73 ☆	平成28年11月23日	4,833円	5,370円 (90%)	レシート
74 ☆	平成28年11月30日	7,778円	8,643円 (90%)	レシート
75 ☆	平成28年12月11日	8,046円	8,941円 (90%)	レシート
76 ☆	平成28年12月17日	8,577円	9,530円 (90%)	レシート
77 ☆	平成28年12月21日	7,501円	8,335円 (90%)	レシート
78 ☆	平成28年12月29日	7,749円	8,611円 (90%)	レシート
79 ☆	平成29年1月12日	7,609円	8,455円 (90%)	レシート
80 ☆	平成29年1月19日	7,314円	8,127円 (90%)	レシート
81 ☆	平成29年1月28日	8,172円	9,080円 (90%)	レシート
82 ☆	平成29年1月29日	10,665円	11,850円 (90%)	レシート
83 ☆	平成29年2月7日	7,752円	8,614円 (90%)	レシート
84	平成29年2月19日	7,861円	8,735円 (90%)	レシート
85 ☆	平成29年2月26日	10,053円	11,170円 (90%)	レシート
86 ☆	平成29年2月28日	2,155円	2,395円 (90%)	レシート
87 ☆	平成29年3月3日	7,862円	8,736円 (90%)	レシート
88 ☆	平成29年3月10日	4,606円	9,213円 (50%)	レシート
89 ☆	平成29年3月20日	3,960円	4,400円 (90%)	レシート
90 ☆	平成29年3月22日	8,370円	9,300円 (90%)	レシート
	計	1,888,872円	3,397,707円	

(注) ☆は、監査請求の対象に含まれていない支出をさ

す。
(調査研究費(タクシ一代))

	支出年月日	支出額	全体の経費 (按分率)	支出を証する書面
1	平成27年12月25日	263,120円	526,240円 (50%)	領収書及び請求書
2	平成28年2月29日	40,833円	45,370円 (90%)	領収書及び請求書
3	平成28年3月31日	311,437円	444,910円 (70%)	領収書及び請求書
4	平成28年6月2日	59,220円	65,800円 (90%)	領収書及び請求書
5	平成28年7月7日	45,414円	50,460円 (90%)	領収書及び請求書
6	平成28年8月3日	111,618円	124,020円 (90%)	領収書及び請求書
7	平成28年9月7日	84,978円	94,420円 (90%)	領収書及び請求書
8	平成29年1月30日	39,159円	43,510円 (90%)	領収書及び乗車伝票
9	平成29年2月22日	6,606円	7,340円 (90%)	レシート
	計	962,385円	1,402,070円	

(注) 請求人は、平成28年4月11日を支出日とする調査研究費についても、タクシ一代であるとして監査請求の対象としているが、支出伝票の使途を確認したところ、「交通費(高速道路料金)」との記載があり、当日は自家用車を使用し、タクシーの利用はなかったことから、調査研究費(タクシ一代)から除外した。

また、平成29年2月22日の調査研究費(タクシ一代)については、支出を証する書面としてレシートしか添付されていなかったが、支出伝票の備考欄に利用区間が記載されていた。

イ 本件支出の収支報告に対する自民党県議団の対応

自民党県議団は、牧島議員から提出された上記アの支出に係る支出伝票及び出納簿を手引き又は指針に照らして確認し、政務活動費等として適していると判断し、収支報告書に計上した。

なお、調査研究費(ガソリン代)の支出の確認について、議員の活動範囲等から考えて特別異常な金額でなく、領収書等に不備がない場合、領収書の発行元に金額の明細に関して確認することはないとしていた。また、調査研究費(タクシ一代)の支出の確認については、手引き又は指針に基づき、利用区間、利用区域を確認しているとしていた。

ウ 政務活動費等の収支報告

自民党県議団団長が議長に報告した政務活動費等の収支額(最終の収支報告書のもの)は次のとおりであり、

支出合計額は収入合計額を上回っている。

(イ) 平成24年度政務調査費（平成24年4月から平成25年2月まで）

支出合計額（A）	収入合計額（B）	差額（A-B）
257,960,622円	243,800,409円	14,160,213円

(ロ) 平成24年度政務活動費（平成25年3月）

支出合計額（A）	収入合計額（B）	差額（A-B）
25,458,934円	22,260,000円	3,198,934円

(ハ) 平成25年度政務活動費

支出合計額（A）	収入合計額（B）	差額（A-B）
273,832,446円	267,120,318円	6,712,128円

(ニ) 平成26年度政務活動費

支出合計額（A）	収入合計額（B）	差額（A-B）
273,859,235円	262,880,165円	10,979,070円

(オ) 平成27年度政務活動費（平成27年4月）

支出合計額（A）	収入合計額（B）	差額（A-B）
22,132,811円	21,730,000円	402,811円

(ホ) 平成27年度政務活動費（平成27年5月から平成28年3月まで）

支出合計額（A）	収入合計額（B）	差額（A-B）
289,088,601円	284,610,194円	4,478,407円

(カ) 平成28年度政務活動費

支出合計額（A）	収入合計額（B）	差額（A-B）
318,113,625円	311,640,164円	6,473,461円

二 議会局経理課による書類確認

会派から議長に提出された政務活動費等の収支報告書、証拠書類等（写）に対する確認は、手引き又は指針に定められた政務活動費等の基本的な考え方や政務活動費等の充当に当たっての運用指針を判断基準としている。

提出された支出伝票の使途の内容、領収書の宛名、日付、金額、按分等の各記載事項を確認し、必要書類の添付及び必要事項の記載についても確認しているとしていた。

なお、ガソリン代に係る月額一括払いによる領収書を添付する場合の明細書（給油日、数量、金額等）の添付は、手引き又は指針において、特に規定されていないため、提出された書類の範囲内で内容や支出額を確認するとしていた。

また、タクシーレートの書類確認に当たり、公務に伴う費用弁償との重複が考えられる支出については、会派及び議員に対し、重複がないか確認を求めていた。

オ 政務活動費が充当されているタクシーの利用状況

平成27年12月から平成29年2月までの間に県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条に基づき、牧島議員に支給した費用弁償の対象日のうち、調査研究費（タクシーレート）として政務活動費が充当されているタクシー利用日は次のとおりである。

（平成27年12月）

2日、4日、8日、17日及び21日

（平成28年3月）

3日、7日、8日、10日、11日及び22日

（平成28年5月）

19日、25日及び27日

（平成28年6月）

1日及び9日

（平成29年2月）

22日

（6）関係人調査後の平成30年3月15日（木）に、牧島議員から提出のあった資料

平成26年12月27日付け領収書に係る納品書

日付	金額	明細
平成26年11月28日	1,470円	レギュラーガソリン
平成26年11月29日	5,753円	レギュラーガソリン
平成26年11月30日	2,356円	レギュラーガソリン
平成26年12月1日	5,508円	レギュラーガソリン
平成26年12月1日	2,031円	レギュラーガソリン
平成26年12月2日	2,271円	レギュラーガソリン
平成26年12月3日	1,810円	レギュラーガソリン
平成26年12月4日	3,821円	レギュラーガソリン
平成26年12月4日	2,315円	レギュラーガソリン
平成26年12月5日	3,700円	レギュラーガソリン
平成26年12月5日	2,217円	レギュラーガソリン
平成26年12月6日	5,136円	レギュラーガソリン
平成26年12月7日	2,960円	レギュラーガソリン
平成26年12月7日	3,611円	レギュラーガソリン
平成26年12月7日	2,002円	レギュラーガソリン
平成26年12月8日	1,666円	レギュラーガソリン
平成26年12月10日	1,757円	レギュラーガソリン
平成26年12月12日	2,562円	レギュラーガソリン
平成26年12月13日	3,714円	レギュラーガソリン
平成26年12月15日	5,184円	レギュラーガソリン
平成26年12月15日	1,545円	レギュラーガソリン
平成26年12月16日	3,100円	レギュラーガソリン
平成26年12月16日	10,075円	ハイオクガソリン
平成26年12月19日	3,550円	レギュラーガソリン
平成26年12月21日	9,339円	ハイオクガソリン
平成26年12月23日	2,254円	レギュラーガソリン
平成26年12月27日	9,420円	ハイオクガソリン
平成26年12月27日	1,974円	レギュラーガソリン
計	103,101円	

2 判断の理由

請求人は、平成24年度から平成28年度までの間に自民党県議団に交付された政務活動費等のうち牧島議員に交付された政務活動費等について、次のことなどから、支出額には使途基準以外の目的外に支出した違法な支出額が含まれていて、自民党県議団は県に対して当該金額等を不当利得として返還すべき義務を有しており、県は、自民党県議団に対して、上

記返還請求権を有していると主張する。

- 平成24年度から平成28年度までの間における調査研究費（ガソリン代）について、1か月で支払額が10万円を超えている月があるなど支払額が常識的には考えられない異常な金額であること。
- 平成27年12月から平成29年2月までの間における調査研究費（タクシー代）について、本会議や常任委員会が開催した日にタクシーを利用して県庁へ登庁したと思われる日があり、これらの日については費用弁償を受けているはずであるのに、タクシー代の支払を受けている疑いがあること。

よって、本件監査請求の趣旨は、知事が自民党県議団に対して返還請求権を行使していないことが、法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」に当たるとして、その返還を請求する措置を求めているものと認められる。

そこで、牧島議員に交付された政務活動費等のうち、調査研究費（ガソリン代）及び調査研究費（タクシー代）について、使途基準に適合しないものが含まれているか否かを確認するために、自民党県議団及び牧島議員の協力を得て、両者に対する関係人調査を実施した。

（1）調査研究費（ガソリン代）について

ア 月額一括払いの領収書の明細について

牧島議員が政務活動費等を充当した調査研究費（ガソリン代）に係る支出は、認定した事実⑤に記載のとおり、90件認められ、このうち、収支報告書に証拠書類等として月額一括払いによる領収書が添付されていたのは、平成24年4月から平成28年1月までの間の45件であった。

この45件の領収書について、それぞれの明細を調査したところ、明細を確認できたものは次の7件で、残りの38件は明細を確認できなかった。

明細を確認できたのは、牧島議員から資料として明細の提出があった平成26年8月から平成27年1月までの間の領収書及び牧島議員から自民党県議団に提出された支出伝票に明細のレシートが添付されていた平成27年8月の領収書で、平成26年12月及び平成27年8月は支払額が10万円を超えるものであったが、認定した事実⑤及び⑥に記載のとおり、平成26年12月の支払額103,101円及び平成27年8月の支払額163,772円のうち調査研究費の対象経費とした33,524円は、全てガソリン代としての支出であった。

なお、請求人は、給油対象の車両台数が1台であることを前提に、支払額が異常な金額であると主張するが、給油対象の車両台数について、牧島議員は、調査の中で、自身が利用する車両のほかに事務所スタッフの利用する車両が複数台あると回答している。

イ 按分率について

按分方法について、牧島議員は、調査の中で、活動の内容によって按分して率を定めているとしていたが、按分率の算定根拠となる計数の資料が確認できなかつたため、按分率の妥当性を検証することはできなかつた。

なお、手引き又は指針では、「按分割合は、会派及び議員の活動実態によって異なることから、一律にその割合を示すことは困難である」ため、政務活動費等の「交付を受けた会派及び議員のそれぞれの責任において、当該会派及び議員の活動の実態に応じ、按分方法（例）を参考にしながら、合理的な按分を行うものとする」と定められているが、事案ごとに基準となる具体的な考え方や計数の取り方などは掲示されていない。このように、議長が定める手引き又は指針に、基準となる具体的な考え方や計数の取り方などが掲示されていない中では、牧島議員が活動の内容を踏まえて按分率を定めたことについて、直ちに不適切であったとまでは認められない。

（2）調査研究費（タクシー代）について

ア 公務に伴う費用弁償との重複について

手引き又は指針では、タクシーの利用区間等の記載について、タクシー代に政務活動費を充当する場合は、支出伝票の備考欄にタクシーの利用区間又は利用区域を記載するものとするとの定めがあるものの、利用区間に記載すべき範囲（全ての経路とするのか、始発地と終着地のみとするのか）についての定めはなく、また、公務による費用弁償との重複について、本会議又は委員会への出席、委員会の調査等に要する費用は、公務として費用弁償の対象となることから、政務活動費による充当の対象とならないことに留意することと定められている。

調査研究費（タクシー代）の書類確認について、議会局経理課は、職員調査の中で、手引き又は指針の定めを踏まえ、公務に伴う費用弁償との重複が考えられる支出については、会派及び議員に対し、重複がないか確認を求めており、会派及び議員がこれを確認し提出した当該書類について、実際に重複がないか、改めて内容を審査することはしていないとのことであった。

平成27年12月から平成29年2月までの間に県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条に基づき、牧島議員に支給した費用弁償の対象日のうち、調査研究費（タクシー代）として政務活動費が充当されているタクシー利用日は、認定した事実⑤に記載のとおり、全17日あったが、行程等について詳細な資料がなかつたため、県議会への出席にタクシーが利用されたか否かは確認できなかつた。

イ 按分率について

按分方法について、牧島議員は、調査の中で、活動の内容によって按分しており、1か月全体の利用状況を勘案して按分率を定めているとしていたが、按分率の算定根拠となる計数の資料が確認できなかつたため、按分率の妥当性を検証することはできなかつた。

なお、手引き又は指針では、「按分割合は、会派及び議員の活動実態によって異なることから、一律にその割合を示すことは困難である」ため、政務活動費等の「交付を受けた会派及び議員のそれぞれの責任において、当該会派及び議員の活動の実態に応じ、按分方法（例）を参

考にしながら、合理的な按分を行うものとする」と定められているが、事案ごとに基準となる具体的な考え方や計数の取り方などは掲示されていない。このように、議長が定める手引き又は指針に、基準となる具体的な考え方や計数の取り方などが掲示されていない中では、牧島議員が活動の内容を踏まえて按分率を定めたことについて、直ちに不適切であったとまでは認められない。

上記のことより、牧島議員に交付された政務活動費等のうち調査研究費（ガソリン代）及び調査研究費（タクシー代）について、ガソリン代に係る支払額の明細を確認できないものがあったこと、タクシーの行程等について詳細な資料がなかったこと、按分率の妥当性について検証できなかつたことなどもあり、これらの中に使途基準に適合しないものが含まれていることは確認できなかつた。

3 結論

以上のことから、政務活動費等の返還請求権が発生しているとはいえないことから、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるとの請求人の主張には理由がない。